



## 韓国知的財産権関連 年次レポート(目次)

I. 直近6年間の該当国の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報 .....	P1
1. 出願統計 .....	P1
1) 韓国総出願統計	
2) 韓国企業、公共部門、大学出願	
3) 日本出願統計	
2. 登録統計 .....	P4
1) 韓国総登録統計	
2) 韓国企業、公共部門、大学登録	
3) 日本登録統計	
3. 審判統計 .....	P6
1) 韓国総審判統計	
2) 日本審判統計	
4. 審査処理期間 .....	P7
5. 商標の異議申立統計 .....	P8
6. 年度別商標無効審判請求現況 .....	P9
7. 2018～2020年 審判処理環境の変化 .....	P9
II. 韓国におけるCOVID-19への対応のための緊急措置や特別対応など .....	P10
1. コロナ19を抑止する多機能商標出願増加 .....	P10
2. コロナ19 関連治療剤、ワクチン商標出願急増 .....	P11
III. 直近1年間の注目すべき判例等の紹介・解説 .....	P12
1. 登録商標“INSTA MODEL”は、先使用商標“INSTAGRAM”を不正な目的で 模倣した商標なので、その登録を無効とした判決 .....	P12

2. 登録された商標の使用も先登録商標権の侵害であることを認めた 大法院全員合議体判決 .....	P14
3. 有名選手の名前をつけたASICSの製品名“NOVAK”は、 これと同一の商標権侵害に該当しないという判決 .....	P16
IV. 直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報 .....	P17
1. 特許法・商標法・デザイン保護法に共通する改正事項 .....	P17
2. 特許法改正事項 .....	P17
3. 商標法・デザイン保護法改正事項 .....	P18
(1) 2021年10月21日施行 デザイン保護法改正事項	
(2) 2022年4月20日施行 商標法・デザイン保護法改正事項	
(3) 2022年1月10日付で国会を通過した商標法一部改正法律案	
4. RCEP発効による知財制度及び運用への想定される影響 .....	P20
5. 種苗法(又はそれに類するもの)の概要 .....	P21
(1) 種子産業法	
(2) 種苗管理法	
(3) 植物新品種保護法	

## 韓国知的財産権関連 年次レポート

### I. 直近6年間の該当国の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

2015年から最近6年間の韓国における知的財産権に関する統計情報は次のとおりです(尚、日本中小企業の出願及び登録に関する統計資料は見つかりませんでした)。

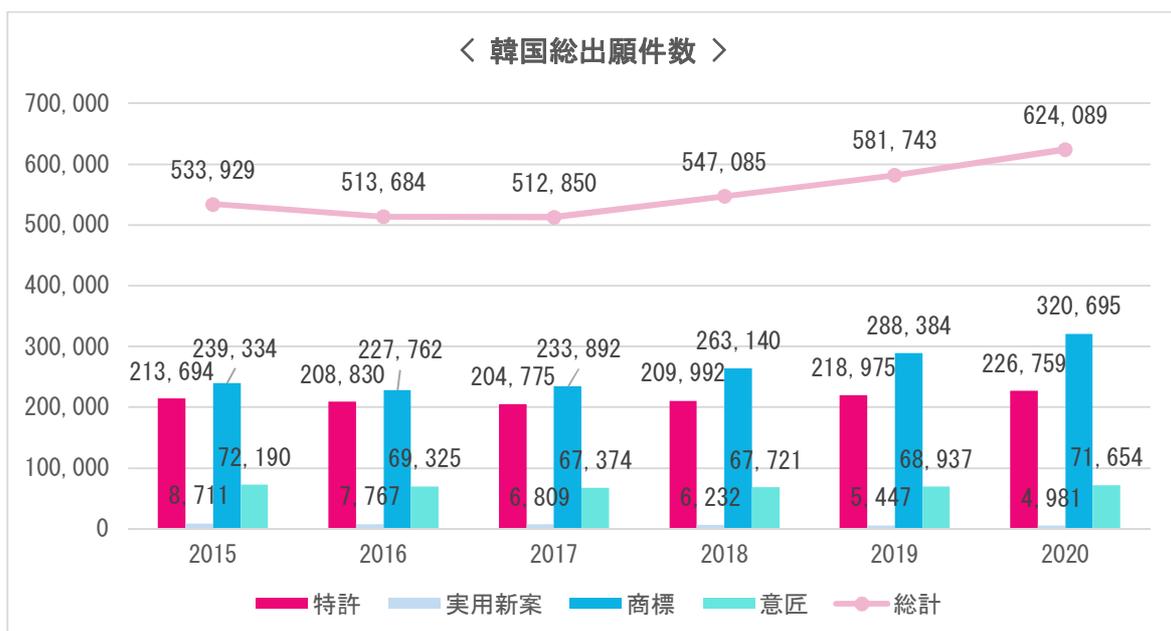
#### 1. 出願統計

##### 1) 韓国総出願統計

2015年～2020年度の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2015	213,694	8,711	67,954	(72,190)	185,443	(239,334)	475,802	(533,929)
2016	208,830	7,767	65,659	(69,325)	181,606	(227,762)	463,862	(513,684)
2017	204,775	6,809	63,453	(67,374)	182,918	(233,892)	457,955	(512,850)
2018	209,992	6,232	63,680	(67,721)	200,341	(263,140)	480,245	(547,085)
2019	218,975	5,447	65,039	(68,937)	221,507	(288,384)	510,968	(581,743)
2020	226,759	4,981	67,583	(71,654)	257,933	(320,695)	557,256	(624,089)

※ 意匠と商標の括弧内は複数意匠と多類商標基準



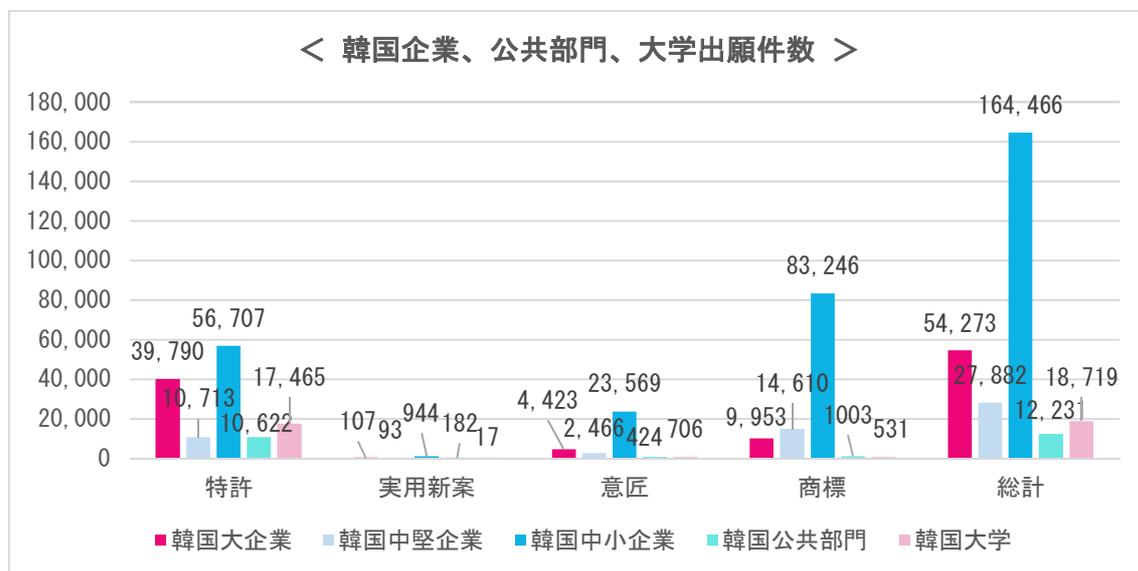
※ 意匠は複数意匠、商標は多類商標基準

## 2) 韓国企業、公共部門、大学出願 (2020年)

2020年度韓国企業、公共部門、大学の出願統計の主要内容は次のとおりです。

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国大企業	39,790	107	4,423	9,953	54,273
韓国中堅企業	10,713	93	2,466	14,610	27,882
韓国中小企業	56,707	944	23,569	83,246	164,466
韓国公共部門	10,622	182	424	1,003	12,231
韓国大学	17,465	17	706	531	18,719

※ 件数基準

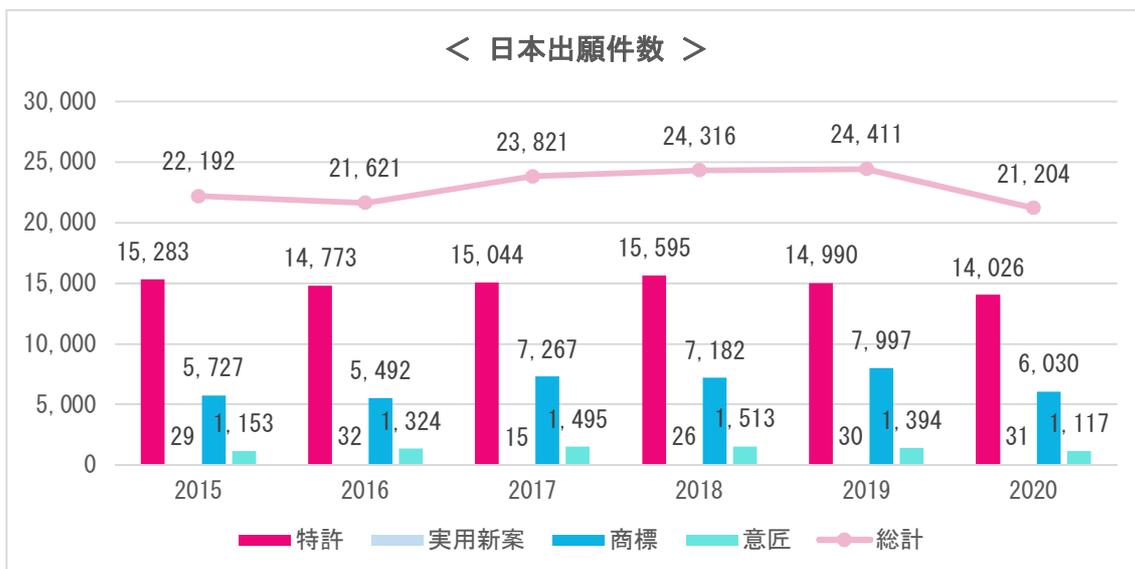


## 3) 日本出願統計

2015年～2020年度の日本からの特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2015	15,283	29	931	3,185 (5,727)	19,428 (22,192)
2016	14,773	32	1,037	3,096 (5,492)	18,938 (21,621)
2017	15,044	15	1,173	3,527 (7,267)	19,759 (23,821)
2018	15,595	26	1,159	3,842 (7,182)	20,622 (24,316)
2019	14,990	30	1,087	3,858 (7,997)	19,965 (24,411)
2020	14,026	31	827	3,033 (6,030)	17,917 (21,204)

※ 意匠と商標の括弧内は複数意匠と多類商標基準



※ 意匠は複数意匠、商標は多類商標基準

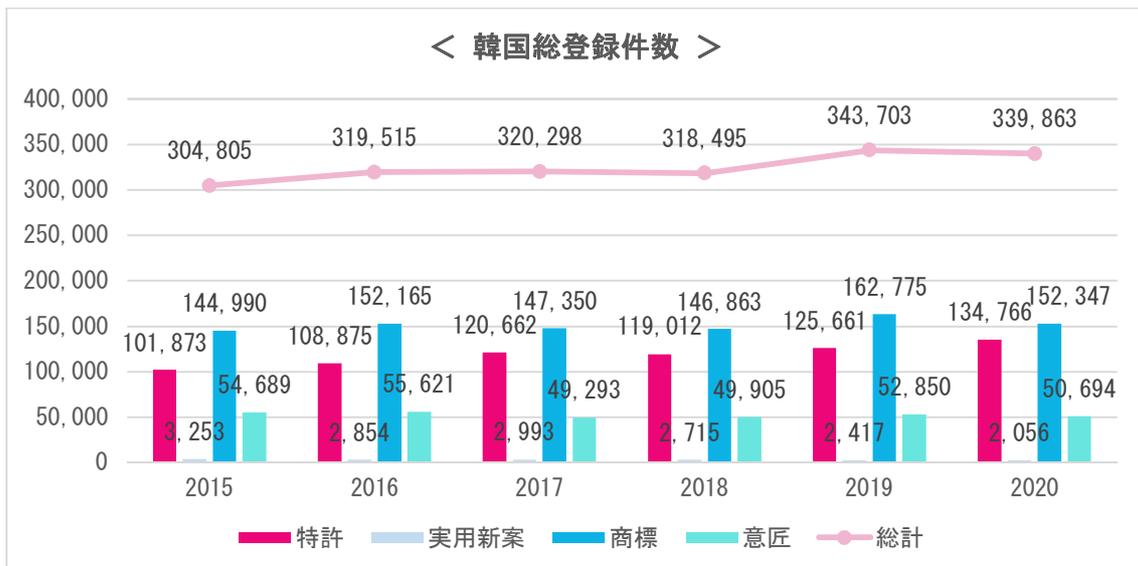
## 2. 登録統計

### 1) 韓国総登録統計

2015年～2020年度の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2015	101,873	3,253	54,551	(54,689)	114,747	(144,990)	274,424	(304,805)
2016	108,875	2,854	55,602	(55,621)	119,255	(152,165)	286,586	(319,515)
2017	120,662	2,993	49,293	(49,293)	116,708	(147,350)	289,656	(320,298)
2018	119,012	2,715	49,905	(49,905)	115,025	(146,863)	286,657	(318,495)
2019	125,661	2,417	52,850	(52,850)	125,594	(162,775)	306,522	(343,703)
2020	134,766	2,056	50,694	(50,694)	116,153	(152,347)	303,669	(339,863)

※ 意匠と商標の括弧内は複数意匠と多類商標基準



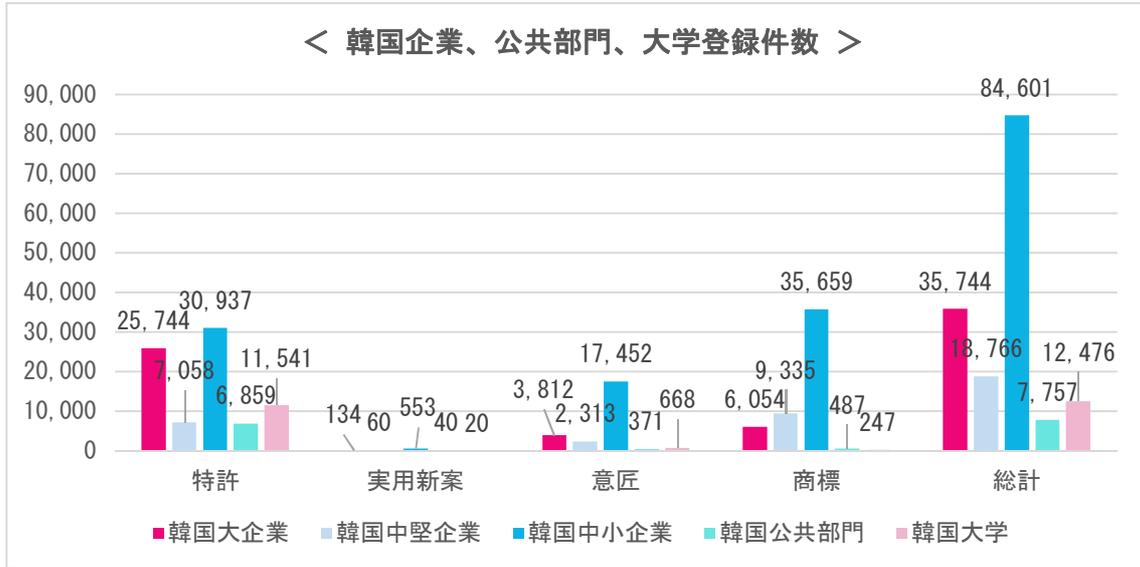
※ 意匠は複数意匠、商標は多類商標基準

### 2) 韓国企業、公共部門、大学登録 (2020年)

2020年度韓国企業、公共部門、大学の登録統計の主要内容は次のとおりです。

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国総登録	82,139	807	24,616	51,782	159,344
韓国企業(中小企業含む)	63,739	747	23,577	51,048	139,111
韓国大企業	25,744	134	3,812	6,054	35,744
韓国中堅企業	7,058	60	2,313	9,335	18,766
韓国中小企業	30,937	553	17,452	35,659	84,601
韓国公共部門	6,859	40	371	487	7,757
韓国大学	11,541	20	668	247	12,476

※ 件数基準

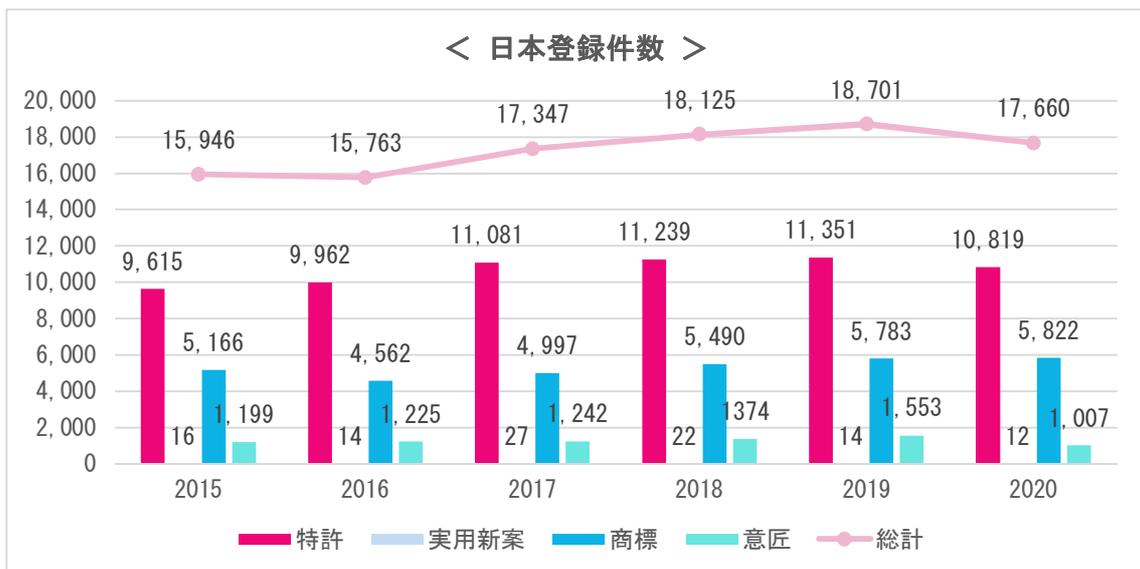


### 3) 日本登録統計

2015年～2020年度の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計			
2015	9,615	16	1,187	(1,199)	2,958	(5,116)	13,776	(15,946)
2016	9,962	14	1,225	(1,225)	2,606	(4,562)	13,807	(15,763)
2017	11,081	27	1,242	(1,242)	2,633	(4,997)	14,363	(17,347)
2018	11,239	22	1,374	(1,374)	2,876	(5,490)	15,511	(18,125)
2019	11,351	14	1,553	(1,553)	3,137	(5,783)	16,055	(18,701)
2020	10,819	12	1,007	(1,007)	2,818	(5,822)	14,656	(17,660)

※ 意匠と商標の括弧内は複数意匠と多類商標基準



※ 意匠は複数意匠、商標は多類商標基準

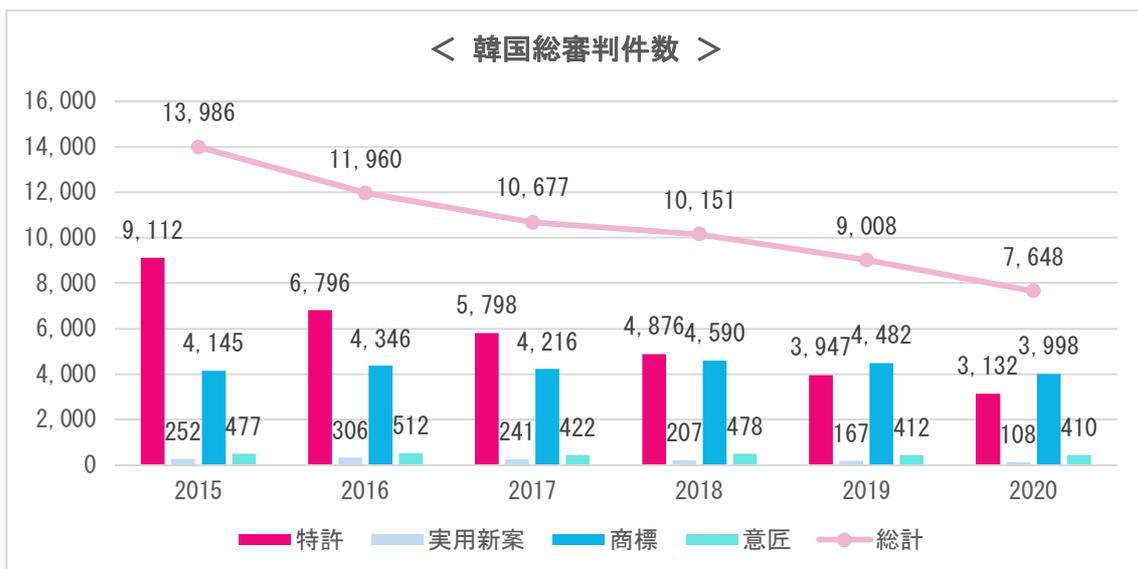
### 3. 審判統計

#### 1) 韓国総審判統計

2015年～2020年度の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の審判件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	商標		意匠		総計	
2015	9,112	252	4,145	(5,395)	477	(486)	13,986	(15,245)
2016	6,796	306	4,346	(5,544)	512	(512)	11,960	(13,158)
2017	5,798	241	4,216	(5,357)	422	(422)	10,677	(11,818)
2018	4,876	207	4,590	(5,791)	478	(478)	10,151	(11,352)
2019	3,947	167	4,482	(5,728)	412	(412)	9,008	(10,254)
2020	3,132	108	3,998	(5,180)	410	(410)	7,648	(8,830)

※ 意匠と商標の括弧内は複数意匠と多類商標基準

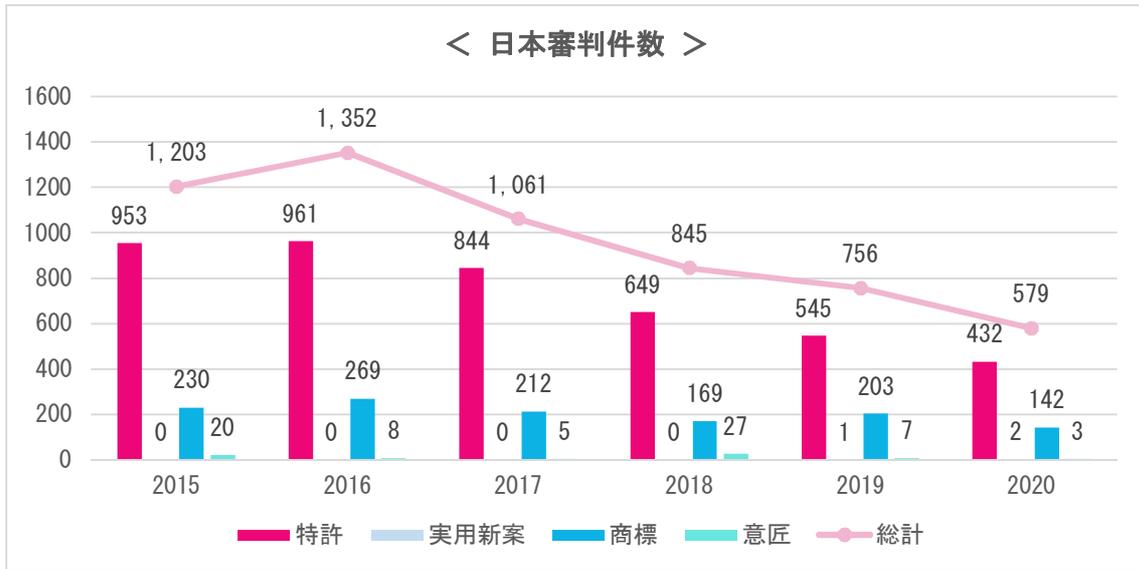


#### 2) 日本審判統計

2015年～2020年度の日本における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2015	953	0	230	20	1,203
2016	961	0	269	8	1,352
2017	844	0	212	5	1,061
2018	649	0	169	27	845
2019	545	1	203	7	756
2020	432	2	142	3	579

※ 件数基準

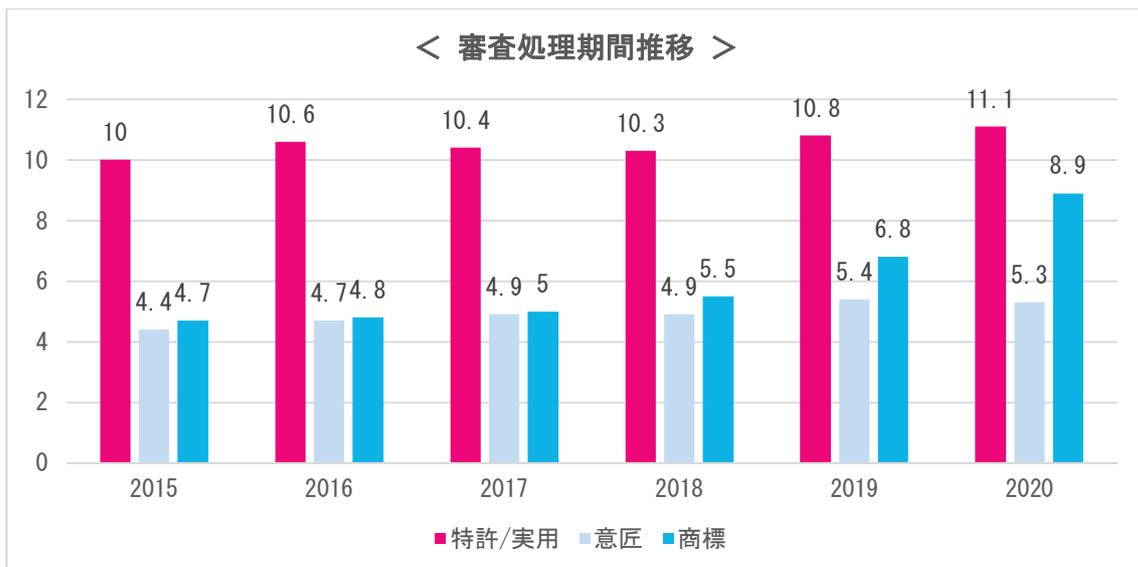


#### 4. 審査処理期間

2015年～2020年度の韓国における特許／実用新案、意匠、商標出願に対する1次審査処理期間は次のとおりです。

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020
特許/実用新案	10.0	10.6	10.4	10.3	10.8	11.1
意匠	4.4	4.7	4.9	4.9	5.4	5.3
商標	4.7	4.8	5.0	5.5	6.8	8.9

\*1次審査処理期間(単位：ヶ月)



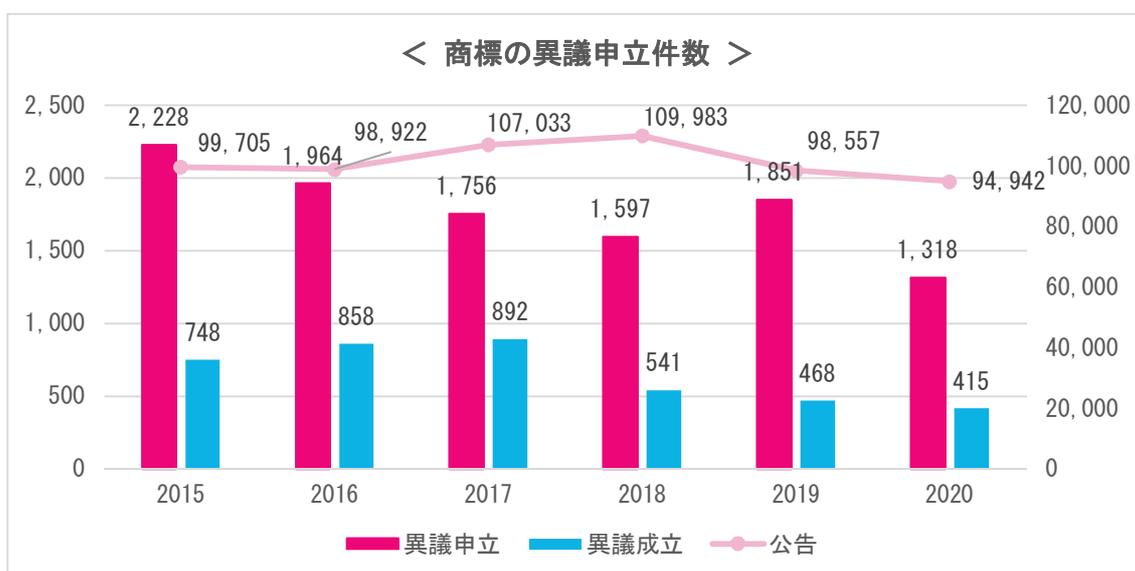
\*単位：ヶ月

## 5. 商標の異議申立統計

2015年～2020年度の韓国における公告商標、異議申立及び異議申立の認容現況は次のとおりです。

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020
公告	99,705	98,922	107,033	109,983	98,557	94,942
異議申立	2,228	1,964	1,756	1,597	1,851	1,318
異議成立	748	858	892	541	468	415

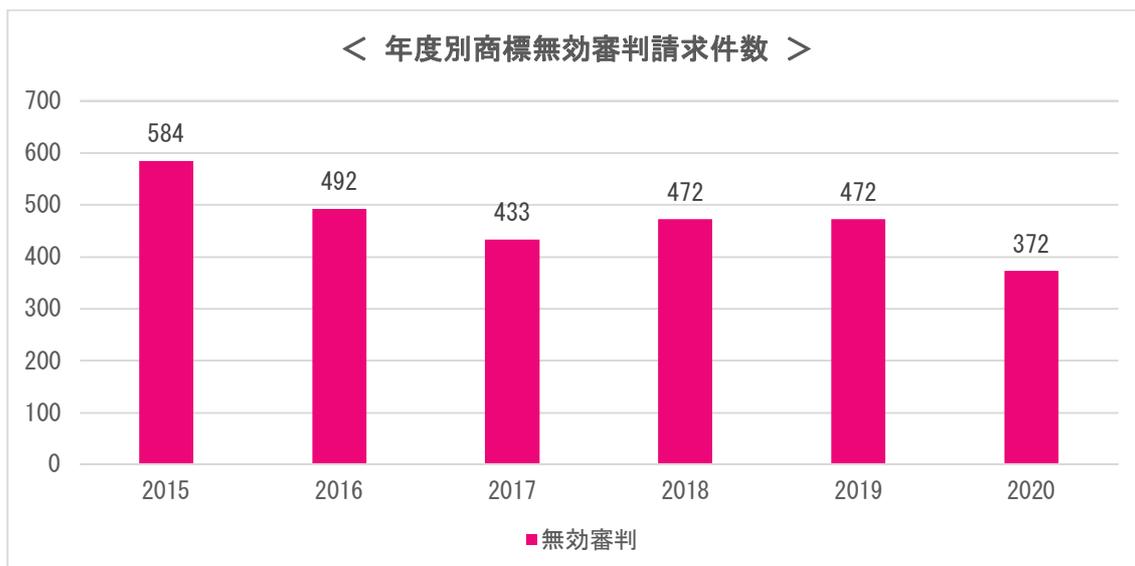
※ 件数基準



## 6. 年度別商標無効審判請求現況

2015年～2020年度の韓国における商標無効審判の件数は次のとおりです。

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020
無効審判	584	492	433	472	472	372



## 7. 2018～2020年 審判処理環境の変化

**待機件数：10,675件('18年末) → 5,487件('20年末)**

深刻な待機件数の累積を解消するために、'19年に特許審判院は特段の非常体制を稼働させ、前年対比多数の事件を処理した結果、年末基準で終結せずに残っている審判待機件数が、'18年末の10,675件から'20年には5,487件に(48.6%)減少しました。

**処理期間：12ヶ月('18年末) → 7.8ヶ月('20年末)**

'18年末には12ヶ月だった審判処理期間が、'20年末には7.8ヶ月となり、4.2ヶ月短縮しました。

＜'18～'20年処理期間比較(ヶ月)＞

区分	特許・実用新案 (当事者系)	特許・実用新案 (決定系)	商標・デザイン (当事者系)	商標・デザイン (決定系)	合計
'18年→'19年 →'20年 (増減)	9.9 → 7.4 → 9.6 (Δ0.3)	16.7 → 11.9 → 8.4 (Δ8.3)	7.8 → 7.3 → 6.4 (Δ1.4)	13.4 → 9.2 → 8.4 (Δ5.0)	12.0 → 9.6 → 7.8 (Δ4.2)

## Ⅱ. 韓国におけるCOVID-19への対応のための緊急措置や特別対応など

### 1. コロナ19を抑止する多機能商標出願増加

コロナ19の影響で非対面産業が活発となり、関連商品に対する商標出願が継続的に増加しており、特にコロナ19に対処可能なさまざまな機能を備えていたり、アイデアが独特な新規商品が登場しています。

- コロナ関連電子製品・機器としては、薬品(ワクチン等)を保管するための“医療用冷却・冷蔵容器、薬品保管管理装置、医療用診断器具”、体温測定のための“体温測定キオスク(kiosk：タッチパネルの自立式情報端末)、顔面認識発熱監視CCTVカメラ、非対面発熱感知器(非医療用)、スティッカー形態の非接触式体温計”などがあり、“携帯用消毒器、個人携帯用タンブラー、UV紫外線殺菌器、人体発熱感知器付き手指消毒器”等、加熱、消毒製品に分類される指定商品の出願も増加している。
- コロナ時代の必須品となったマスク類をみると、ウイルス・PM2.5遮断用マスクに使用者の便宜により機能を追加したり形態を変形させられる“空気浄化機能付き電子式マスク、口の見える透明マスク、衛生用フィルター挿入可能なファッションマスク”のように多様な形態と機能を備えたアイデア商品と、“マスクホルダー、耳の痛み防止マスクかけフック、口臭抑制香りステッカー、マスクケース”等、マスクの不便さを解消する付属品の出願が目立つ。
- その他、“非接触ボタン押し用スティック、自動ドア非接触無線スイッチ”等、接触を最小化するための商品の出願も次第に多様化している。
- コロナワクチンウイルス治療剤と関連して、‘コロナウイルス治療用薬剤、ワクチン剤、診断用薬剤’等を指定商品として、“코비윈(COVIWIN)、코비제로(COVIZERO)、코비컷(COVICUT)”などの商標が初めて登録('21.4.2)され、その他“SKYCOVID19、코비드19 아이지(COVID19 IG)、코비즈마(Civisma)、COVI、STOP COVID”などの商標も出願されている。

このように、複合機能を有する商品において、商品名称を誤って選択する場合、商標登録が遅延又は拒絶されることもあるので、商品の主な機能又は用途を考慮して明確な商品名称で出願することが重要です。(例示：“空気清浄マスク”の場合、主要機能と属性により“空気清浄機能のある衛生マスク”又は“ウェアラブル空気清浄機”などのように、また、“透明マスク”の場合、“衛生用透明マスク”又は“防護用透明マスク”などのように用途を限定しなければなりません。)

## 2. コロナ19関連治療剤、ワクチン商標出願急増

- ‘コロナ、コビット等’ を含む指定商品 前年対比 107.7% 増加 -

特許庁は、コロナ19ワクチン、治療剤などの開発及び製品化が本格化することで、‘コロナ’などを指定商品に含む商標出願が2021年8月末現在、前年対比 107.7% 増加したと明らかにしました。

\*コロナ19関連指定商品に対する商標出願：

（’20）治療剤 16件、診断キット 6件、防疫器 2件等、計26件

→ （’21.1～8.）治療剤 37件、ワクチン 13件、診断キット 1件等、計54件

臨床試験を経た製薬社がワクチン、治療剤、経口用薬剤等の商用化を控えている状況で、外国法人の国内商標出願も続いており、今後本格的なブランド先占競争が予想されます。

また、医薬品全体出願中に感染症と関連するワクチン、免疫調節剤、抗ウイルス剤、抗体治療剤、血漿治療剤を指定商品に含む出願は、コロナを起点に昨年は’19年対比 66.9% 増加し、2021年は8月末で早くも前年の出願件数を超えました。

\* ワクチン等を含む指定商品：

（’16）867件 → （’17）992件 → （’18）1,187件 → （’19）899件 → （’20）1,500件 → （’21. 8）1,735件

### Ⅲ. 直近1年間の注目すべき判例等の紹介・解説

#### 1. 登録商標“INSTA MODEL”は先使用商標“INSTAGRAM”を不正な目的で模倣した商標なので、その登録を無効とした判決

[基本情報] 特許法院 2021. 4. 9. 宣告 2020ホ4464 判決

#### [事件の概要]

登録サービス標 (被告)	先使用サービス標 (原告)
	
[第35類] モデル採用代行業、モデル斡旋業、マーケティング諮問業、広告及びマーケティング業等	使用サービス業：ソーシャルネットワークサービス提供業、広告及びマーケティング相談業等 使用時期：2010. 10. 6.から（アメリカ）

被告は去る2016年2月24日に本件登録サービス標“*Insta*”INSTA MODELを出願して登録を受け、自身のフェイスブックページを通して「インスタグラムインフルエンサー及びインスタグラムモデル発掘事業を始める」と公知した。インスタグラムで活動する有名人と企業を連結し、広告紹介料を受け取る事業を運営するのが目的だった。原告である Instagram は自身の先使用サービス標“*Instagram*”及び“**INSTAGRAM**”にもとづき、特許審判院に本件登録商標に対する無効審判を請求したが、特許審判院は「両商標間に密接な関連性があるものと誤認・混同する余地はない」として無効審判を受け入れなかった。

上記審決に不服して、原告は特許法院に審決取消訴訟を提起し、特許法院は原告の主張を受け入れ、原審決を取消した(特許法院 2020ホ4464 判決; 確定)。判決の主要内容は次のとおり。

#### [判断の要旨]

先使用サービス標の使用期間、言論媒体の報道及び全体使用期間にかけてインターネットを通して知られるようになった周知度等に照らしてみると、原告の先使用サービス標は、本件登録サービス標の出願日である 2016. 2. 24. 当時、ソーシャルネットワークサービス提供業と関連して国内外の需要者に少なくとも特定人のサービス標として認識されていた。

先使用サービス標は全体で呼称する場合、5音節(イン・ス・タ・グ・ラム)で一般需要者にとっては呼称しにくいだけでなく、簡略化された称呼や観念により商標を記憶しようとする一般需

要者の傾向により、前半部の‘Insta’部分だけで略称されやすい。また、インターネットポータルサイトで‘인스타(インスタのハングル)’あるいは‘INSTA’で検索すると、原告が提供する‘Instagram’に関するブログ掲示物及びニュース記事が検索されるが、これらの資料では原告が提供する‘Instagram’サービスを‘Insta’のみで略称しており、‘Instaハップル(핫플=hot placeのハングル略語)’、‘Instaスター’、‘Instaマーケット’等、Instagramの‘Insta’部分に他の単語をつなげた多様な新造語がNAVERブログや言論記事等で使用されている点等を考慮するとき、先使用サービス標は“Insta”部分のみに簡略化され略称されるということができる。

本件登録サービス標の‘MODEL’部分は、指定サービス業と関連して識別力がないので、これを除いて両標章を対照してみると、両標章はいずれも「インスタ」と呼称され、呼称および觀念が同一なので互いに類似するとみるのが妥当である。

また、1) 本件登録サービス標の指定サービス業のうち、‘広告及びマーケティング業’等は、先使用サービス標の使用サービス業である‘ソーシャルネットワークサービス提供業’と類似するサービス業に該当し、経済的牽連関係も認められる点、2) 被告が本件登録サービス標を出願した当時、先使用サービス標の存在を十分に認知可能であり、その後本件登録サービス標を‘インスタグラム上で活動するモデル’という意味で使用することにした等、先使用サービス標に化体された営業上の信用を利用しようとした点、等を総合的に考慮するとき、本件登録サービス標は先使用サービス標に存在する営業上の信用等に便乗して不当な利益を得ようとする不正な目的で使用する標章に該当する。したがって、本件登録サービス標は無効とされなければならない。

### [本判決に対するコメント]

本判決は、“INSTAGRAM”として登録及び使用されている先使用サービス標が、需要者間では“Insta”と略称されている事情を考慮し、“Insta”を含む登録サービス標はこれと類似すると判断した点に意味があります。

尚、本特許法院判決は、登録権者である被告が大法院に上告しなかったため確定されました。

## 2. 登録された商標の使用でも先登録商標権の侵害になることを認めた大法院全員合議体判決

[基本情報] 大法院 2021. 3. 18. 宣告 2018ダ253444 商標権侵害禁止等

[事件の概要]

被告の使用商標	原告の本件登録商標
	
使用サービス業：コンピューターデータ復旧及びメモリー復旧業、コンピューター修理及び販売業等	[第09類] コンピューターソフトウェア等 [第42類] コンピュータープログラム開発業等

原告A氏は先登録商標 “ ” を登録し、2013年7月からソフトウェア開発・供給事業をしていた。しかし、2016年にB社が “ ”、“DATA FACTORY”、“ (DATA FACTORYのハングル)” を使用しているのを発見し、B社を相手取ってソウル中央地方法院に商標権侵害禁止訴訟を提起した。

B社は訴訟係属中に特許庁に “ ” を出願し、1審弁論終結後に商標登録を受けた。“ ” の出願審査当時、原告A氏は特許庁に自身の先登録商標と類似することを根拠に異議申立をしたが、特許庁は “ ” と “ ” に共通する ‘DATA FACTORY 데이터 팩토리’ 部分は識別力がないので、両商標は全体的に非類似であると判断し、後出願商標 “ ” の登録を許容した。

2審である特許法院にてB社は、「商標登録後に “ ” を使用することは、登録商標権にもとづく正当な使用に該当するので先登録商標権を侵害したことにならない」と主張した。

しかし特許法院は、「데이터 팩토리(data factory)」は識別力の認められる部分として商標の要部に該当するので、両商標は類似すると独自の判断した。B社はこれに不服して大法院に上告した。

## [判断の要旨]

大法院全員合議体は、両商標は類似するという原審(特許法院)の判断を維持した。また、

“  ”の使用は登録商標権にもとづく正当な使用であるというB社の主張に対しては、「先出願主義及び商標法の趣旨に照らしてみると、知識財産権が互いに衝突する場合、先出願の権利を優先的に保障するのが基本原理であり、両商標が互いに類似する以上、後出願登録商標を無効とする審決が確定していなくても、先出願登録商標権に対する侵害となる」として、B社の主張を排斥した。

また、大法院全員合議体は、「後出願登録商標を無効にする審決が確定するまでは、後出願登録商標の積極的な効力を認め、先登録商標権に対する侵害にはならない」としてきたこれまでの大法院判例をすべて変更するとともに、同変更法理は特許権・実用新案権・デザイン権にも適用されると判示した。

## [本判決に対するコメント]

韓国特許法、実用新案法及びデザイン保護法では、他人の先出願権利と抵触関係にある後出願権利を有効なもののみならず、後出願権利者は先出願権利者の同意を得た場合に限り、後出願権利を実施することができるものと規定しています。これに反し、韓国商標法の場合、他人の先出願商標権と抵触関係にある後出願商標権は無効審決が確定するまでは有効なもののみならず、無効審決確定前の使用行為に対しては先出願商標権侵害等の制裁を加えることができない不合理がありました。今回の大法院全員合議体判決は、このような問題を解決するために、有効な先願・後願の権利間の調整をはかる特許法等の法理を商標法にも適用したもので、互いに抵触する知識財産権においては先願が優先されるという既存の法理を商標法にも採択したものと解釈されます。

また、このような大法院判決により、先登録商標権者は後登録商標に対する別途の無効審判請求なしに、直ちに民事上の商標侵害禁止及び損害賠償請求訴訟を提起することができるようになり、訴訟費用や紛争所要期間の側面で有利になりました。

### 3. 有名選手の名前をつけたASICSの製品名“NOVAK”は、これと同一の商標権侵害に該当しないという判決

[基本情報] 2021. 6. 18. 宣告 2020ナ2196 損害賠償(ジ)請求の訴

#### [事件の概要]

ASICS NOVAK モデル広告面	原告の登録商標
	<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">NOVAK</p> <p style="text-align: center;">[指定商品：運動靴等]</p>

有名スポーツ用品ブランドであるASICS KOREA(以下“ASICS”とする)は、2018年1月世界的なテニスプレーヤー“ノバク・ジョコビッチ(Novak Djokovic)”とテニスシューズ等に彼の名前を使用する契約を締結した。ASICSは同年3月から新たにリリースした男性用テニスシューズに“ゲル-レゾリューション 7 NOVAK,”、“COURT FF NOVAK”等、“ノバク(NOVAK)”を付してSNSやホームページ、ショッピングモール等で販売し、その過程で Novak Djokovic の写真とともに製品を広報した。原告はASICSの“NOVAK”使用行為が自身の登録商標権“NOVAK”を侵害していることを理由に損害賠償を請求したが、特許法院はこれを棄却した(特許法院2020ナ2196；確定)。

#### [判断の要旨]

① ASICSは世界的な有名スポーツ用品ブランドであり、本件製品にはASICS固有のブランド表示と模様が刻まれているので、一般需要者は本件製品がASICSにより生産された物品であることを容易に確認できる点、② 本件製品は既存のASICS製品名に“NOVAK”が含まれたもので、普通の運動靴ではなくテニスシューズを購入しようとする一般需要者であれば、“NOVAK”という表示から当然“Novak Djokovic”を思い浮かべるはずである点、等の事情を総合して考慮するとき、一般需要者や取引者の立場から原告の“NOVAK”商標権と商品の出所に関して誤認・混同を引き起こすおそれがあるとはいえない。したがって、ASICSによる“NOVAK”の使用は、登録商標“NOVAK”と類似する標章を使用して原告の登録商標権を侵害した行為とすることはできない。

#### [本判決に対するコメント]

本判決は、商品出所の混同を防止しようとする商標法の目的に照らし、商標権侵害の要件である商標の類否を判断するにおいても、実際の取引界で一般需要者や取引者の立場から商品出所の誤認・混同が発生するか否かを考慮しなければならない、と判示した点で意味のある判例であると判断されます。

## IV. 直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報

### 1. 特許法・商標法・デザイン保護法に共通する改正事項 (2022年 4月 20日から施行)

(1) **拒絶決定不服審判請求期間が3ヶ月に延長** : 拒絶決定不服審判請求期間(再審査請求期間)が現行の拒絶決定書の受領日から30日以内が3ヶ月に拡大される。これにより出願人は、期間延長せずとも審判請求を準備する期間を十分に確保できるようになると思われる。

(2) **出願人の権利回復要件の緩和** : 出願手続きにて書類の提出期間や手数料納付期間を徒過して権利が消滅された場合、無効処分取消し及び権利回復の要件が現行の‘責任を負えない事由’から‘正当な事由’に変更され、その要件が緩和された。特許庁は出願人の持病、特許顧客相談センターの誤案内、手数料振り込み誤謬などが‘正当な事由’の事例に含まれるものとし、より具体的な基準を準備中だ。

(3) **分割出願の優先権主張を自動的に認定** : 先出願に優先権主張があれば、先出願に対する分割出願時にも優先権主張を自動的に認め、優先権主張をしなかったばかりに出願が拒絶される問題が発生しないようにした。

### 2. 特許法改正事項 (2022年 4月 20日から施行)

(1) **拒絶決定不服審判が棄却された場合、特許可能な請求項の分離出願が可能** : 現行特許法においては、拒絶決定不服審判が棄却されると特許可能な請求項が一部存在するとしても特許出願全体が拒絶される問題があった。改正法は拒絶決定不服審判で棄却審決が下されたとしても、特許可能な一部請求項が存在する場合、審判終結後から法院への訴提起前に当該請求項を分離して出願することができる分離出願制度を新たに導入した。これにより、出願人の権利獲得機会が増加するものと思われる。

(2) **再審査請求対象の拡大** : 現行特許法は拒絶決定書が発行された場合、明細書または図面を補正して再審査を請求することができるようにしているが、改正法は特許決定書を受け取った日から設定登録料を納付する前の期間でも再審査請求することができるようにして、再審査請求の対象を拡大した。これにより、出願人は特許決定後に発見された請求項を含む明細書の誤記や誤謬を修正し、請求範囲を修正する機会をもてるようになった。

(3) **国内優先権主張出願の対象を拡大** : 特許決定後でも登録料の納付前であれば該当特許出願の出願日から1年以内にこれにもとづき国内優先権主張出願をすることができるようにすることで、国内優先権主張出願の対象を特許決定された特許出願に拡大した。現行特許法では国内優先権主張の基礎となる先出願が出願日から1年以内の早期に特許決定された場合、これにもとづいて改良発明に対する国内優先権主張出願をすることができない問題があった。しかし、改

正法では、先出願が迅速に審査され特許決定された後でも先出願日から1年以内であれば、登録料納付前に改良発明に対する国際優先権主張出願をすることができるようになり、国内優先権主張出願の対象が拡大された。

(4) 特許審判に専門審理委員制度を導入：特許審判院審判長は必要と判断される場合、関連技術分野の一名またはそれ以上の専門審理委員を指定して特許審判に参加させられるようになった。また、当事者は必要な場合、審判長に専門審理委員の参加を提案することができるが、参加の可否は審判長が最終決定する。これにより、民間技術専門家が中立的な立場から提示した意見が審理に活用され、審判官が早くて正確な判断をするのに大きく寄与するものと期待される。

### 3. 商標法・デザイン保護法改正事項

#### (1) 2021年10月21日施行のデザイン保護法改正事項

ウェブサイト画面、外壁や道路面、人体などに表現されるイメージ、仮想現実(VR)、拡張現実(AR)、映像等も 2021年10月21日からデザインとして出願し登録を受けられるようになりました。これまでは“画像デザインが表示されたディスプレイパネル”などのように、画像が表示された“物品”のデザインだけが登録を受けられましたが、今後は新技術を活用して空間などに表現されたデザインで、機器の操作や機能の発揮が含まれる画像もそれ自体で保護されます。

#### [画像デザイン保護事例]

		
物品名称 :仮想キーボード用画像	物品名称 :知能型自動車ヘッドライト	物品名称 :アイコン

このとき、TV放送画像、映画、風景写真などのように、機器の操作と機能の発揮とは関連のない観覧目的またはコンテンツ自体を表現するための画像または映像は、画像デザインとして認められません。

また、画像デザインを出願する場合には、GUI、アイコンなど用途が明確な場合を除いては、情報通信用画像、医療情報処理用画像、防犯用画像、情報表示用画像、健康管理用画像などのように画像の用途を含む名称で記載しなければなりません。

強化された画像デザイン制度を施行することで、物品から独立した多様な用途と機能を有するデジタル画像デザインを保護する転機が設けられた。また、登録された画像デザイン自体と形態が同一または類似したデザインを第三者が無断で使用したり、オンラインで伝送する行為な

どは、デザイン権の侵害行為に該当しえることになりました。

新技術先占競争が熾烈化し、デザイン革新の重要性が強調される状況にて、強化された画像デザイン制度は、デザイン産業発展の画期的な転換となるものと期待されます。

## (2) 2022年4月20日施行の商標法・デザイン保護法改正事項

1) **商標、デザイン登録決定後の職権再審査が可能となる**：登録決定された商標・デザイン出願が設定登録される前に審査官が明白な拒絶理由を発見した場合、登録決定を取消し職権により再審査することができるようにし、無効事由がある不良権利の発生を事前に遮断して、紛争の素地を防止できるようになりました。

2) **デザイン再審査請求時の補正機会拡大**：これまではデザイン登録拒絶決定に対する再審査を請求するときは、‘再審査請求時’に補正書を提出しなければなりませんでした。改正デザイン保護法はこれを‘再審査請求期間中(拒絶決定書の送達日から3ヶ月以内)’に提出すればよいように改正し、出願人の補正書提出期限に対する負担を緩和しました。

## (3) 2022年1月10日付で国会を通過した商標法一部改正法律案

1) **デジタル商品のオンライン流通行為を商標の使用行為に包摂**：最近オンライン上で多様なデジタル商品(Digital Goods)が流通していますが、現行商標法上“商標の使用”行為は、既存の伝統的な類型のみを規定しており、時代の変化を反映しきれていない問題点がありました。これに対し、デジタル商品のオンライン流通行為を法律上商標の使用行為に包摂することで、現実的に商標権保護を強化しました。(公布日から6ヶ月が経過した日から施行予定)

2) **部分拒絶制度の導入**：商標登録出願書に記載された指定商品のうち、一部に対してのみ拒絶理由がある場合、残りの指定商品は登録を受けることができるようにすることで、出願人の便宜と権利確保の機会を拡大しました。(公布日から1年が経過した日から施行予定。  
- 本法施行以後に出願する商標登録出願、指定商品追加登録出願又は商品分類書換登録の申請から適用。)

3) **再審査請求制度導入**：審査官の商標登録拒絶決定以後に指定商品範囲の減縮等により拒絶理由を容易に解消できる場合には、必ずしも審判手続きを経る必要なしに審査官に対し再審査を請求することができるようにすることで、出願人の便宜と権利確保の機会を拡大しました。(公布日から1年が経過した日から施行予定。- 本法施行以後に出願する商標登録出願、指定商品追加登録出願から適用。)

#### 4. RCEP発効による知財制度及び運用への想定される影響

・韓国、中国、日本、アセアン10ヶ国、オーストラリア、ニュージーランド等の15ヶ国が加入した域内包括的経済同伴者協定(以下“RCEP”とする)が発効され、国際知識財産権制度がアセアン等に適用され、該当国家における企業の知識財産権保護が一層強化される制度的基盤となることが期待されています。

・RCEPは全世界の人口、国内総生産、貿易の約30%を占める国家が参加する世界最大の自由貿易協定(FTA)であり、韓国は全体輸出のうち50%をRCEP会員国に輸出しています。RCEPはアセアン会員国6ヶ国以上、非アセアン会員国3ヶ国以上が批准すれば、批准した国家から発効<sup>1</sup>され、韓国の場合、2021年2月に批准同意案が国会本会議を通過し、2022年2月1日付で発効されました。

・RCEPには計83個の知識財産権条項が具体的に規定されています。各分野の主要内容は次の通りです。

**(商標分野)** 商標ブローカーが会員国企業の商標を海外市場で先占しようとする場合、出願は拒絶され登録を受けたとしても取消されることになり、中国、アセアン地域等で発生する商標盗用事例が大幅に減少することが期待されています。商標の場合、**電子出願システムと出願登録公開システム**を構築することと、**世界知識財産機構 (WIPO)の商品分類**に従うことが義務化されることで、企業がアセアン等の現地で国際分類システムを通して簡単に商標を出願し、関連情報を容易に検索することができる環境が設けられました。

**(不正競争分野)** 会員国の国家名を使用して原産地を誤認・混同させる行為も禁止されます。また、現地にて他人の商標と同一類似するドメインネームを他者に先占された場合、これに対する適切な救済手段を設ける義務が付与されました。

**(特許分野)** 特許出願後18ヶ月が過ぎれば内容が大衆に公開されるように義務化されました。これにより同制度を導入していない一部アセアン国家にて特許出願した場合、公開されなかったり、公開時点が一定でない等を理由に第三者の類似特許が出願、登録される事例が大幅に減る見込みです。**特許にも世界知識財産権機構の分類**に従うように努めねばならないという条項が反映されることで、今後同分類システムがアセアン等にも導入される基盤が設けられました。

**(デザイン分野)** 物品全体ではなく、物品を構成する各部分に対してもデザイン権として出願、登録できるように許容する**部分デザイン制度**の導入根拠が設けられました。**デザインにおいても世界知識財産権機構の分類**に従うように努めねばならないという条項が反映されることで、今後同分類システムがアセアン等にも導入される基盤が設けられました。

---

<sup>1</sup> アセアン6ヶ国(ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム)、非アセアン 4ヶ国(中国、日本、オーストラリア、ニュージーランド)は批准を完了し、アセアン事務局に批准書を寄託(2021.11.2)

## 5. 種苗法(又はそれに類するもの)の概要

日本の種苗法と類似する韓国の法律には、種子産業法、種苗管理法、植物新品種保護法があります。各法律における種子又は苗の国内輸入、流通関連部分を簡単に紹介すれば次の通りです。

### (1) 種子産業法

当該法は種子と苗の生産・保証及び流通・種子産業の育成及び支援等に関する事項を規定して種子産業の発展をはかり、農業及び林業生産の安定に寄与することを目的としています。

外国で品種保護登録された品種が韓国で品種保護登録されていない場合、種子産業法第37条(種子業の登録等)及び第38条(品種の生産・輸入販売申告)により管轄自治体に種子業を登録し、国立種子院に品種の生産・輸入・販売申告した後で販売しなければなりません。これに違反する場合、種子産業法第54条(罰則)により、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処されます。

種子産業法第40条(種子の輸出・輸入及び流通制限)により、農林畜産食品部長官は、国内の生態系保護及び資源保存に深刻な支障をきたすおそれがあると認められる場合には、大統領令が定めるところに従って、種子の輸出、輸入を制限又は輸出された種子の国内流通を制限することができます。

また、第41条(輸入適応性試験)により、農林畜産食品部長官が定めて告示する作物の種子として、国内に初めて輸入された品種の種子を販売・普及するために輸入しようとする者は、その品種の種子に対し農林畜産食品部長官が実施する輸入適応性試験を受けねばならず、同試験の結果が農林畜産食品部令に定める審査基準に及ばないときには、該当品種の種子の国内流通は制限されます。

生産・輸入・販売申告時には、1) 生産申告書(申告書、品種の写真、種子試料、育成過程、品種特性表、特性技術書、輸入申告証書、手数料入金)、2) 輸入食品検疫合格証、3) 正当に購入した内訳書等が必要です。

### (2) 種苗管理法

種苗の生産及び販売を規制することで、その品質の向上をはかり、農業生産の安定に寄与することを目的としています。

販売を目的に国内に初めて輸入された種苗は、国内適応性試験を受けなければなりません。農林部長官は種苗の性能、規格等の必要な基準を定め告示することができます。その基準を満たさない種苗に対しては、輸出入を制限することができます。また、国内生態系保護及び資源保存に深刻な支障をきたすおそれのある場合には、種苗の輸出入及び輸入種苗の国内流通を制限することができます。

種苗業者と販売を目的に種苗を輸入する者は、種苗の包装に一定の事項を表示しなければなりません。

### (3) 植物新品種保護法

植物新品種とその育成者の権利を体系的に保護するための法律で、2013年度に発効された。韓国は2012年度に植物新品種に関する国際条約(UPOV Convention)の適用猶予期間が終了したことにより、すべての植物の新品種に対する保護義務が発生することになりました。これにより、既存の種子産業法で規定していた種子保護に関する手続き規定が分離され、植物新品種保護法が制定されました。

#### (3)-1 品種保護要件

植物新品種保護法により新品種の種子と認められるためには、次のような要件を満たさなければなりません。

i) **新規性(植物新品種保護法 第17条)** : 品種保護出願日以前に大韓民国では1年以上、その他の国家では4年以上(果樹及び林木の場合は6年以上)、その種子や収穫物が利用を目的に譲渡されない品種は、新規性が認められる。

すでに流通中またはよく知られた品種(品種保護対象作物として新規に指定された作物)は、品種保護対象作物として指定された日から1年以内に品種保護出願する場合、新規性が認められる。

ii) **区別性(植物新品種保護法 第18条)** : 品種保護出願日前まで一般人に知られている品種と一つ以上の特性が明確に区別される場合、区別性が認められる。

iii) **均一性(植物新品種保護法 第19条)** : 品種の本質的な特性が、その品種の繁殖方法上予想される変異を考慮した状態で十分に均一な場合には、均一性が認められる。

iv) **安定性(植物新品種保護法 第20条)** : 反復的な増殖の後でも、その品種の本質的な特性が変わらない場合には、安定性が認められる。

#### (3)-2 商標法との関係

商標法第34条第1項第17号では、植物新品種保護法により登録された品種名称と同一類似する商標で、その品種名称と同一類似する商品に対し使用する商標は登録を受けることができないと(不登録事由)規定されています。